

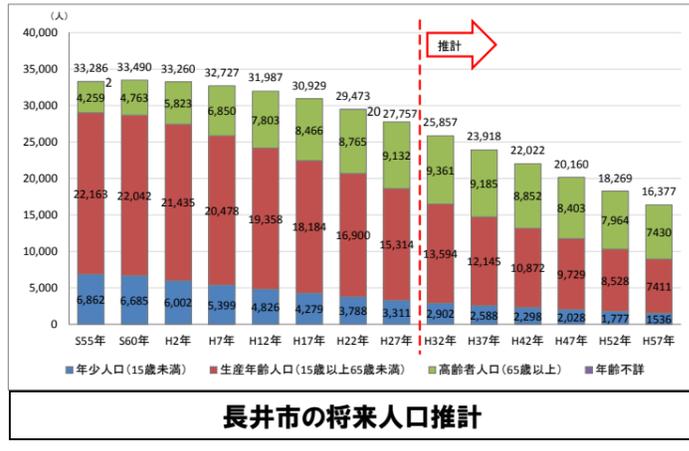
長井市立地適正化計画【概要版】

【計画の背景・目的】

我が国では、全国的な人口減少・少子高齢化の更なる進行が見込まれており、地方都市を中心に市街地の低密度化が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療、福祉、商業等の都市機能の縮小や地方の財政運営が難しくなる等の事態も懸念され、今後一層進行する人口減少・少子高齢化社会においても持続可能なコンパクトなまちづくりが強く求められています。

本市においても、全国的な傾向と同様、人口減少・少子高齢化の進行に伴う市街地の低密度化や歳入の減少等が進み、取り巻く環境は一層厳しさを増すものと推測されます。

こうしたことから、都市機能を効果的・効率的に再整備し、それら都市機能の周辺に居住を誘導してコンパクトなまちを形成するとともに、公共交通ネットワークを整備して利便性を確保し、長井市を持続可能な「しあわせに暮らせるまち」にするため、長井市立地適正化計画を策定するものです。



【本市のまちづくりの課題】

《課題1》子育て世代の流出

- 本市の人口は昭和60年をピークに減少傾向となり、今後も続くと予測
- 社会動態では転出数が転入数を超える転出超過の状況にあり、20歳代から30歳代の転出が多い
- 結婚、子育て時期には転出していく動き

《課題2》高齢者及び要介護者の増加

- 本市の高齢化率は平成27年で30%を超え32.9%
- 団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)には35%を超えると予測
- 一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯の増加や、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加などの問題

【まちづくりの基本方針(ターゲット)】

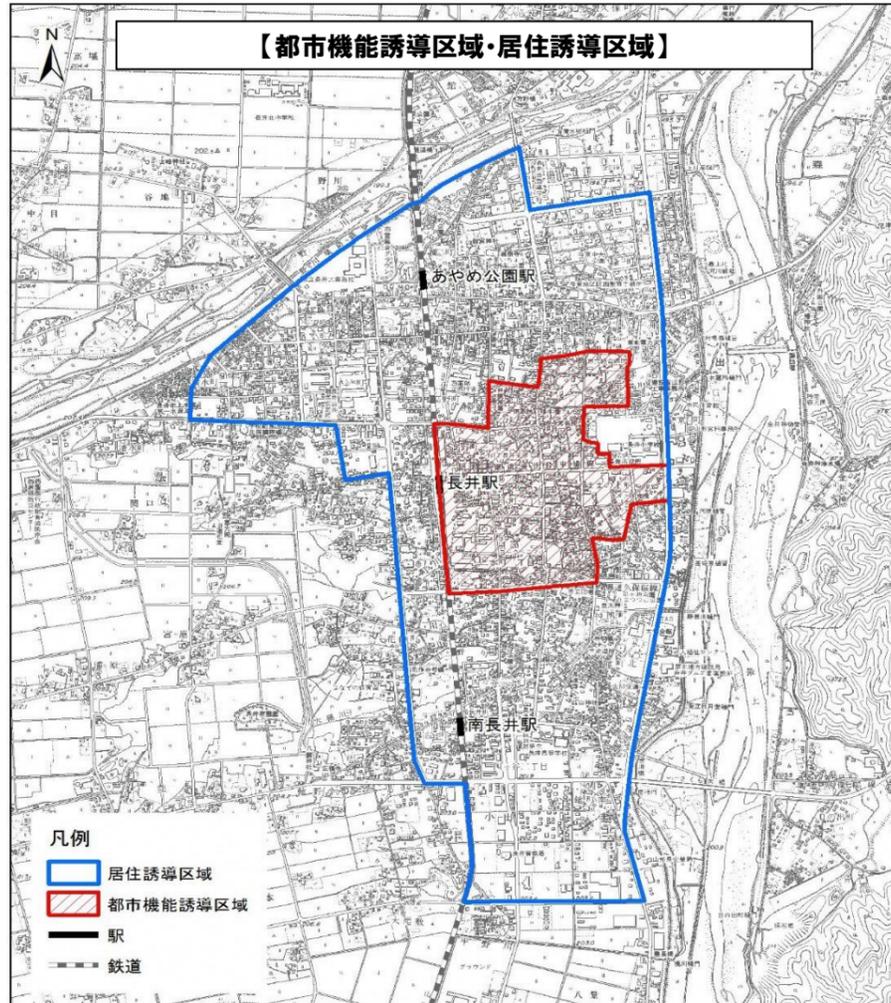
子育て世代と高齢者に寄り添ったまちづくり

【課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)】

施策① 子育て世代が集える空間の形成、世代間交流の場の創出

施策② 中心市街地の賑わいづくり、回遊性の促進

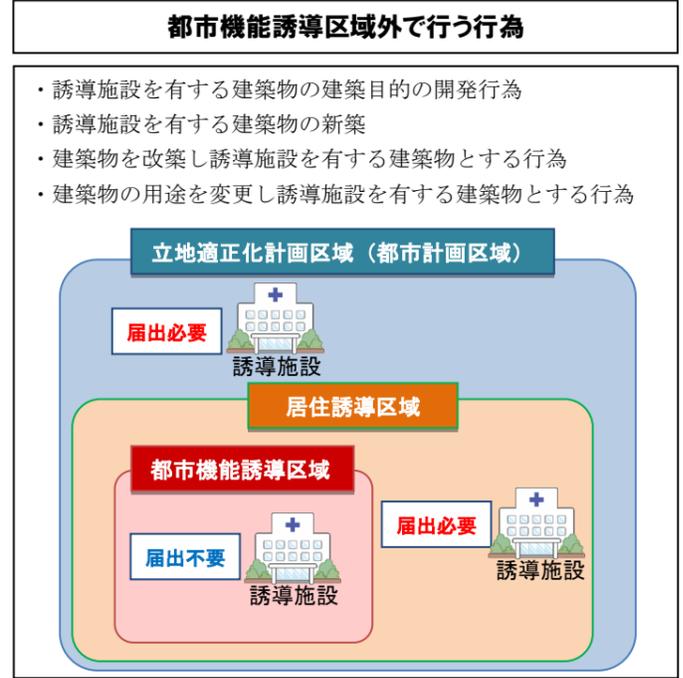
施策③ 地域の医療、介護等の連携・充実による地域包括ケアシステムの深化



【届出の必要な建築等の行為】

都市再生特別措置法の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合、着手する日の30日前までに行為の種類や場所について、市長への事前届出が必要となります。また、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合においても、休止又は廃止しようとする30日前までに市長への事前届け出が必要です。

居住誘導区域外で行う行為	
開発行為 ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの (例1) 届出必要 3戸以上の開発行為 (例2) 届出必要 1,300㎡ 1戸の開発行為	建築等行為 ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 (例1) 届出必要 3戸以上の建築行為 (例2) 届出不要 1戸の建築行為



【誘導施設】

分類	誘導施設
医療機能	病院(医療法第一条の五第一項)
商業機能	売り場面積1,000㎡以上の小売店舗
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> 定員30名以上の介護施設 指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第八条第十九項) 介護予防教室機能を有する施設 地域包括支援センター(介護保険法百十五条の四十六) 健康増進施設
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園(学校教育法第一条) 保育所(児童福祉法第三十九条第一項) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第二条第六項) 児童館(児童福祉法第四十条) 子育て支援拠点施設
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 図書館(図書館法第二条第一項) 文化施設(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第二条第一項)